附属書一　耐空証明及び環境証明

第Ａ節　一般規定

第一条　目的及び範囲

1　この附属書は、協定第三条2の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、次の分野における協力の実施のために作成する。

(a)　同条1(a)に規定する耐空証明書及び民間航空製品の監視

(b)　同条1(b)に規定する環境証明書及び民間航空製品の試験

(c)　同条1(c)に規定する設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視

2　1の規定にかかわらず、中古の民間航空製品（中古の航空機を除く。）は、この附属書の対象から除外する。

第二条　定義

この附属書の適用上、

(a)　「出荷許可証明書」とは、新造の民間航空製品（航空機を除く。）が、輸出締約者が認定した設計に適合し、かつ、安全な運用が可能な状態である旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関が交付する証明書をいう。

(b)　「証明当局」とは、輸出締約者の技術機関であって、国際民間航空条約の第八附属書に定める設計国の責任を遂行する当局の資格において民間航空製品に対する設計証明書を交付するものをいう。

(c)　「設計証明書」とは、民間航空製品の設計又は設計の変更が締約者の法令及び運用規則に定める耐空性に関する要件及び該当する場合には環境保護に関する要件（特に、騒音、燃料の排出又は排出ガスに関するもの）に適合する旨の承認の形式として、当該締約者の技術機関又は認定機関が交付する証明書をいう。

(d)　「設計に関連する運用上の要件」とは、設計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を与える運用上の要件であって、当該民間航空製品が特定の種類の運用について適格性を有するためのものをいい、同様の環境保護に関する要件を含む。

(e)　「輸出」とは、民間航空製品が一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から他方の締約者の当該制度に向けて出荷される過程をいう。

(f)　「輸出耐空証明書」とは、航空機が、輸入締約者が通報する耐空性及び環境保護に関する関係する要件に適合する旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局（中古の航空機については、当該航空機の輸出が行われる登録国の権限のある当局）が交付する証明書をいう。

(g)　「輸出締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度から民間航空製品の輸出が行われる締約者をいう。

(h)　「輸入」とは、一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から輸出された民間航空製品が他方の締約者の当該制度に持ち込まれる過程をいう。

(i)　「輸入締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度に民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。

(j)　「大変更」とは、型式設計の全ての変更（「小変更」を除く。）をいう。

(k)　「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。

(l)　「運用上の適合性データ」とは、欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある航空機型式のうち特定のものに関する型式別の運用上の状態を裏付け、及び許容するための所要のデータの一式をいう。運用上の適合性データは、航空機に対する型式証明書の申請者又は保有者によって設計されなければならず、また、型式証明書の一部でなければならない。欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度の下では、当該航空機型式のうち特定のものに適用されるところに従い、型式証明書又は限定型式証明書の最初の申請は、運用上の適合性データの認定に係る申請を含まなければならず、又はその後に当該申請によって補足されなければならない。

(m)　「製造認定書」とは、製造者が、特定の民間航空製品を製造するための関係する要件であって締約者の法令及び運用規則に定めるものに適合する旨の承認の形式として、当該締約者の権限のある当局が当該製造者に交付する証明書をいう。

(n)　「単独の製造認定書」とは、民間航空製品の製造者に交付される製造認定書であって、当該製造者と提携する事業体に対して製造認定書の対象を拡大するものでないものをいう。

(o)　「技術実施手続」とは、協定第三条2の規定に従って両技術機関がこの附属書のために作成する実施手続をいう。

(p)　「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であって、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書をこの附属書に定めるところに従って自動的に受け入れ、又は認証するものをいう。

第Ｂ節　証明監督理事会

第三条　設置及び構成

1　この附属書の効果的な実施について責任を負う技術的な調整機関として、協定第十一条の規定によって設置される合同委員会に対して責任を負う証明監督理事会を両技術機関の共同議長の下に設置する。同理事会は、各締約者の技術機関の代表者によって構成されるものとし、その任務の遂行を容易にするために追加的な参加者を招請することができる。

2　証明監督理事会は、いずれかの技術機関の要請に基づいて一定の間隔で会合し、並びにコンセンサス方式によって決定及び勧告を行う。同理事会は、自己の手続規則を作成し、及び採択する。

第四条　任務

証明監督理事会の任務には、特に次の事項を含む。

(a)　第六条に定める技術実施手続を作成し、採択し、及び改訂すること。

(b)　主要な安全上の懸念に関する情報を共有し、及び適当な場合には、当該懸念に対処するための行動計画を作成すること。

(c)　権限のある当局の責任に属し、かつ、この附属書の実施に影響を与える技術的な問題を解決すること。

(d)　適当な場合には、協力、技術的な支援及び情報の交換であって、安全及び環境保護に関する要件、証明制度並びに品質管理及び標準化に係る制度に関するものについて効果的な方法を作成すること。

(e)　合同委員会に対してこの附属書の改正を提案すること。

(f)　第二十九条の規定に従い、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するための手続を定めること。

(g)　(f)に規定する手続の実施について分析し、及び行動をとること。

(h)　合同委員会に対して未解決の問題を報告し、及びこの附属書に関して合同委員会が行う決定の実施を確保すること。

第Ｃ節　実施

第五条　設計証明、製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局

1　設計証明に関する権限のある当局は、次の機関とする。

(a)　欧州連合については、欧州連合航空安全庁

(b)　日本国については、国土交通省航空局

2　製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局は、次の機関とする。

(a)　欧州連合については、欧州連合航空安全庁及び欧州連合構成国の権限のある当局。中古の航空機に対する輸出証明書については、欧州連合の権限のある当局は、当該航空機の輸出が行われる当該航空機に係る登録国の権限のある当局とする。

(b)　日本国については、国土交通省航空局